

令和7年度繰越 工 事 名 栗国村幼小中学校ハブ対策整備工事(令和7年度繰越)

工 事 現 場 栗国村字東地内

工 期 工事請負契約締結日の翌日から令和 8年12月18日

## 特 記 仕 様 書

第1条 (共通仕様書の適用)

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)

土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記又は別紙のとおりとする。

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		3	一般事項	1	本工事は本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。
				2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
				3	本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用実施要領について」に準じて施工しなければならない。
		4	主任技術者及び監理技術者の雇用関係について	1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
				2	共同企業体の代表者以外の構成員 （企業）と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。 受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		5	施工体制台帳	1	<p>する書類(健康保険被保険者証の写し)を提示しなければならない。</p> <p>受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。</p>
		6	現場の管理		<p>受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工場現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p>
		7	現場事務所の設置	1	<p>受注者は、工事現場内、又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。</p> <p>事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織票、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。</p>
		8	疑義の解釈	1	<p>受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。</p> <p>なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。</p>
		9	工事進捗状況の報告について	1	<p>受注者は、毎月の工事の進捗状況等を翌月の3日までに監督職員へ報告しなければならない。</p>
		10	県産品の優先使用について	1	<p>本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。</p>
				2	<p>完成通知書の添付資料として「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。</p>
		11	下請業者の県内企業優先活用		<p>受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有するもの)から選定するように努めなければならない。</p>
		12	琉球石灰岩の違法採掘防止について	1	<p>工事用資材として琉球石灰岩(古生代石灰岩を除く)を使用する場合は、出鉱証明書(原本)を提出すること。琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。</p>
		13	ダンプトラック等による過積載等の防止について	1	<p>土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。</p>
				2	<p>過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p>
				3	<p>資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。</p>
				4	<p>さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。</p>
				5	<p>「土砂等を運搬する大型車両による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の</p>

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		14	建設発生土について	6	<p>目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況をふまえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p>
				7	<p>第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。</p>
				1	<p>建設発生土の仮置き</p> <p>本工事の掘削等による発生土は、発注者が指定する場所に搬出する。</p>
				2	<p>(削除)</p>
				3	<p>仮置き土の管理</p> <p>現場発生土は後続工事の埋め土等に活用する計画であるため、数量の管理を行うための整形や土質を管理するための養生(雨天による含水比の上昇を抑制するための対策等)を適切に行うこと。</p> <p>また、土砂流出等による公衆災害の防止等を含め、周辺の環境生活に影響を及ぼさないよう努めなければならない。</p>
				4	<p>運搬</p> <p>現場外への搬出等が必要となった場合、次の事項に留意し建設発生土を運搬しなければならない。</p> <p>1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。</p> <p>2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。</p> <p>3) 海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。</p>

# 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				5	(削除)
		15	標準操作方式建設機械(バックホウ)の使用について	1	本工事の施工に当たり、建設機械(バックホウ)を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。
		16	排出ガス対策型建設機械の原則	1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
				2	一般工事中建設機械 [ディーゼルエンジン出力 7.5から272kW] ・バックホウ                      ・ホイールローダ(車輪式) ・ブルドーザ                      ・発動発電機 ・空気圧縮機                      ・油圧ユニット(基礎工事中用機械で独立したもの) ・ローラ類                          ・ラフテレーンクレーン
		17	建設リサイクルの推進について	1	受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。
				2	受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
				4	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用促進計

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		18	ゆいくる材について	5	<p>画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>
				6	<p>受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が適正であることについて法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果を再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>
				7	<p>受注者は、建設発生土を再生資源有効利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合には受領書の写しを提出しなければならない。</p>
				8	<p>受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時には法令等に基づいた「再生資源報告書」及び「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p>
				9	<p>本工事は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録対象工事である。</p>
				1	<p>(ゆいくる材の利用)</p> <p>本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。</p> <p>ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。</p> <p>この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督職員と協議すること。</p>
				2	<p>(建設廃棄物の搬出)</p> <p>1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材のを受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし島内に当該施設がない場合はこの限りではない。</p>

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
				3	<p>2) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から、運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。</p> <p>(ゆいくる材の品質管理)</p> <p>1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。</p> <p>2) 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に(公財)沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>3) 受注者は、路盤財のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督職員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない。</p>
		19	環境対策等について	4	<p>(完成時の提出)</p> <p>受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆいくる材利用状況報告書</li> <li>・ゆいくる材出荷量証明書</li> <li>・再生資源利用実施書、同利用促進実施書</li> </ul>
		21	アスベスト含有建設資材の使用禁止について	1	<p>受注者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「土壤汚染対策法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督職員の確認を得た上で施工を行うこと。</p> <p>原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。</p>
		23	工事完成図書の提出	1	<p>工事完成図書は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。</p>
				2	<p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p>

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		26	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	1	<p>なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。</p> <p>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。</p> <p>ただし、本工事は工事成績の評定は行わない</p>
		27	公共事業労務費調査等に対する協力	1	<p>本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、受注者は調査票等の記入等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。</p>
				2	<p>調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象となった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。</p>
				3	<p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p>
				4	<p>本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>
		28	暴力団員等による不当介入の排除対策	1	<p>受注者は、当該工事の施工に当たって栗国村暴力団排除条例の理念に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。</p>
				2	<p>暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p>
				3	<p>暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。</p>
				4	<p>排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。</p> <p>この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。</p> <p>「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p>
				3	<p>受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程</p>

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		30	ガイドライン等の遵守について	1	<p>管理方法について、監督職員と協議を行うこと。</p> <p>受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p> <p>設計変更等については、契約書19条から26条及び共通仕様書1-1-1-1から1-1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、沖縄県土木建築部の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」の例によるものとする。</p>
		31	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて	1	<p>本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p>
		32	設計図書における資材等の取扱いについて	1	<p>本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。</p>
				2	<p>本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。</p> <p>なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。</p>
				3	<p>「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであることに留意すること。</p>
		33	設計変更等に伴うコリンズ登録について	1	<p>設計変更等により「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種(いわゆる主たる工種)」が変更となる場合には、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、変更登録を行うこと。</p>
		34	不正軽油の使用の禁止等について	1	<p>受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。</p>
		35	産業廃棄物税について	1	<p>本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬出する産業廃棄物がある場合は、</p>

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		38	工事工程の共有		<p>産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。</p> <p>受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。</p> <p>施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。</p> <p>1)受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合                  2)著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合                  3)工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合                  4)資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合                  5)その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>
		39	主任技術者及び監理技術者について	1	本工事の請負金額にかかわらず、下記の国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければならない。
				2	<p>共同企業体の代表者</p> <p>次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。</p>
				3	<p>共同企業体の代表者以外の構成員</p> <p>次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ. 技術検定のうち検定科目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科</p>

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
					<p>目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。</p> <p>4 5千万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。</p> <p>5 上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証(以下「資格者証」という)の交付を受けた者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者)でなければならない。</p> <p>6 上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。</p> <p>7 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>9 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p>
		40	生コンクリートについて	1	均しコンクリートをのぞく、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。(港湾・空港を除く。)
		48	アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について	1	<p>舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。))については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。</p> <p>「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)</p>

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		51	地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事	1	<p>を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている濁水及び粉体の分析結果を用いても差し支えない。</p> <p><a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html">http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html</a></p> <p>なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。</p>
				2	<p>発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。</p>
				3	<p>発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月4日付け環境第751号)」に基づき、適正に処理すること。</p>
				1	<p>本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、<b>工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。</b></p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 (宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)</p> <p>労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p>
				2	<p>本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象費の概算額は、(別紙)入札時参考資料に示すとおりである。なお、(別紙)入札時参考資料は、設計図書ではなく、受注者における本工事の入札時の検討のための参考資料として提示するものである。</p>
				3	<p>受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更(以下「間接費の実績変更」という。)を請求する場合は、労働者確保に係る実績報告書(様式1)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。)を監督職員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p>
				4	<p>受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用について</p>

## 特 記 仕 様 書

章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		57	法定外の労災保険の付保	5	<p>は、設計変更の対象としない。</p> <p>発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分(以下「実績変更対象費(率式)」という。)を差し引いた費用を、土木工事標準積算基準により算出した 共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。</p> <p>受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p>
				7	<p>疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
				1	<p>本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p>